

告 示

埼玉県告示第九百六十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一三―一三―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡小川町大字鞆負字乙長谷千三百八十八番一 外三十八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七千九十八立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇〇五三立方メートル毎秒